

【2】 パーリ資料と漢訳資料の一部が共通するもの

《1》 チュンダ沙弥がニガンタ・ナータプッタの死を釈尊に伝える。

〔釈迦国・ヴェーダンニャのアンバ林：釈迦国・サーマ村：ヴァッジ国・舎弥村〕

<1-1>DN.029 ‘Pāsādika-s.’ (vol. III p.117) : ある時、世尊は釈迦国・ヴェーダンニャ (Vedhañña) という釈迦族の家族の所有するアンバ林中の高殿におられた (ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati. vedhaññā nāma sakyā, tesam ambavane pāsāde) 。ニガンタ・ナータプッタがパーヴァーにおいて滅する。⑦その時、チュンダ沙弥がパーヴァーで雨安居を過ごし終わり、〔この知らせをもって、〕サーマガーマ (Sāmagāma) にいた阿難長老のもとへ到来した。……それから阿難長老とチュンダ沙弥は世尊に近づいた (atha kho cundo samaṇuddeso pāvāyaṃ vassaṃ vuttho, yena sāmagāmo yen’ āyasmā ānando ten’ upasaṃkami atha kho āyasmā ca ānando cundo ca samaṇuddeso yena bhagavā ten’ upasaṃkamimṣu) 。2人は釈尊にニガンタ・ナータプッタの死とその弟子の分裂を伝える。

<1-2>長阿含 017「清浄経」(大正 01 p.072 上) : 如是我聞。一時佛在迦維羅衛國緬祇優婆塞林中、與大比丘千二百五十人俱。⑦時有沙彌周那在波波國、夏安居已執持衣鉢、漸詣迦維羅衛國緬祇園中、至阿難所……爾時沙彌周那聞阿難語已、即共詣世尊。

<1-3>MN.104 ‘Sāmagāma-s.’ (vol. II p.243) : ある時、世尊は釈迦国・サーマ村におられた (ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati sāmagame) 。⑦その時、パーヴァーでニガンタ・ナータプッタが死にニガンタ派に争いが生じる。その時、チュンダ沙弥はパーヴァーで雨安居を過ごし終わり、サーマガーマにいた阿難に近づいた。……それからチュンダ沙弥と阿難は世尊のもとに赴いた (atha kho cundo samaṇuddeso pāvāyaṃ vassavuttho yena sāmagāmo yen’ āyasmā ānando ten’ upasaṃkami atha kho āyasmā ānando cundo ca samaṇuddeso yena bhagavā ten’ upasaṃkamimṣu) 。2人は釈尊にニガンタ・ナータプッタの死を伝える。

<1-4>中阿含 196「周那経」(大正 01 p.752 下) : 我聞如是。一時佛遊跋耆、在舎彌村。③爾時沙彌周那於彼波和中而受夏坐。彼波和中有一尼健、名曰親子、在彼命終。……⑦於是沙彌周那受夏坐訖、過三月已補治衣竟、攝衣持鉢往舎彌村、住舎彌村北尸攝和林。沙彌周那往詣尊者阿難所。……於是尊者阿難與沙彌周那俱往詣佛稽首佛足。

* 舎彌村を釈迦族の村ではなく、跋耆 (Vajji) 国の村としている。

<1-5>『息諍因縁経』(大正 01 p.904 中) : 如是我聞。①一時世尊在舎摩迦子聚落之中、坐夏安居。③諸苾芻衆去佛不遠亦各安居。時有沙門名曰尊那、在惹盧迦林中坐夏安居。彼有外道尼乾陀惹提子。是極惡者忽爾命終。……⑦爾時尊那沙門坐夏既滿造衣已竟、即離是處著衣持鉢、次第而行往舎摩迦子聚落之中。到已收衣鉢洗足、而詣尊者阿難所。……時尊者阿難即與尊那沙門同詣佛所。

※ニガンタ・ナータプッタの死については以下の記事がある。

DN.033 ‘Saṅgiti-s.’ (vol. III p.207) : 釈尊が500人の比丘とマウラ国を遊行して、マウラ国の都であるパーヴァーにある鍛冶師チュンダのアンバ林に住した時、ウッパタカという名の公会

堂が新築で、釈尊がその最初の使用者になることを請われ、そこでマッラ人に説法される。マッラ人が去った後、舍利弗が背痛をうったえる釈尊にかわって諸比丘に説法する。舍利弗は、その頃ちょうどニガンタ・ナータプッタがパーヴァーで死んでニガンタの徒が二派に分裂したことを例に説き始める。

長阿含 009「衆集経」（大正 01 p.049 中）：如是我聞。一時佛於末羅遊行、與千二百五十比丘俱、漸至波婆城闍頭菴婆園。爾時世尊以十五日月滿時於露地坐、諸比丘僧前後圍繞。世尊於夜多説法已、告舍利弗言。今者四方諸比丘集、皆共精勤捐除睡眠、吾患背痛欲暫止息。汝今可爲諸比丘説法。……時舍利弗告諸比丘。今此波婆城。有尼乾子命終未久。其後弟子分爲二部。

MN.056 'Upāli-s.' (vol. I p.371) : 釈尊はナーランダ（Nālandā）のパーヴァーリカ・アンバ林（Pāvārikambavana）におられた。ニガンタ・ナータプッタはジャイナ教徒たちと共にこの地に住していた。ジャイナ教徒のディーガタパッシン（Dīghatapassin）が釈尊のもとにやって来て、釈尊は彼に「ニガンタ・ナータプッタは悪業の成熟・展開をどのように考えているか」と尋ねられた。彼は「三罰、すなわち身罰・口罰・意罰をそれぞれ施設し、身罰を重いと考えている」と答える。これに対して釈尊は「三業のうち、意業が重い」と説かれた。その後、彼はニガンタ・ナータプッタのもとに帰りこれを告げた。その場に居合わせたウパーリ（Upāli）という居士が釈尊のもとにやって来て、教化され、優婆塞になった。釈尊は、改宗しても従来通りジャイナ教徒にも食事を施すようにと忠告された。彼はこの教えを忠実に守ったが、ニガンタ・ナータプッタは、釈尊を恭敬することに耐えられず、熱血を口より吐いた。

中阿含 133「優婆離経」（大正 01, p. 628 上）：我聞如是。一時佛遊那難陀。在波婆離捺林。
（内容は MN.056 に同じ。ただし「尼捷親子即吐熱血、至波和國以此惡患尋便命終」とあって、ニガンタ・ナータプッタが命終する点が異なる。）

《2》釈尊が東園鹿子母講堂で自恣の日に自身の非を問い、舍利弗がそれに非を見ないと答える。舍利弗の問いに釈尊が答えて、500 人の諸比丘の得ている境地を説く。ヴァンギーサ長老が自恣を称える。

〔舎衛城・東園鹿子母講堂：王舎城・竹林園〕

<2-1>SN.008-007 (vol. I p.190) : ある時、世尊は舎衛城・東園鹿子母講堂にみな阿羅漢である 500 人の比丘とともにおられた (ekam samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati pubbārāme migāra-mātu-pāsāde mahatā bhikkhu-saṅghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhusatehi sabbe-eva arahantehi)。②その時、世尊は布薩の日、15 日、自恣の時に比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tad-ahuposathe pannarase pavāraṇāya bhikkhusaṅghaparivuto ajjhokāse nisinno hoti)。釈尊は自身に非難すべきものを見るか否かを比丘らに尋ね、舍利弗が、釈尊に非難すべきものを見ないと答え、次に自身について、それから、500 人の諸比丘について同様に釈尊に尋ねる。釈尊は非難すべきものを見なかったと答え、500 人の中、60 人は三明を、60 人は六通を得て、60 人は俱解脱を、その他は慧解脱を得た者であると説く。ヴァンギーサ長老が自恣を称えて偈を唱える。

<2-2>中阿含 121「請請経」（大正 01 p.610 上）：①我聞如是。一時佛遊王舎城、在竹林加蘭哆園、與大比丘衆五百人俱共受夏坐。②爾時世尊月十五日説從解脱時相請請時。

* ここでは釈尊が自身の過失を問うてはいない。

<2-3>雑阿含 1212（大正 02 p.330 上）：如是我聞。①一時佛住王舎城迦蘭陀竹園、夏安居與大比丘衆五百人俱。……②爾時世尊、臨十五日月食受時、於大衆前敷座而坐。

<2-4>別訳雑阿含 228 (大正 02 p.457 上) : 如是我聞。①一時佛在王舍城迦蘭陀竹林、夏坐安居。②爾時世尊與大比丘衆五百人俱。……於七月十五日、自恣時到。

<2-5>増一阿含 032-005 (大正 02 p.676 中) : 聞如是。②一時佛在舍衛國東苑鹿母園中、與大比丘衆五百人俱。是時世尊七月十五日於露野地敷座。比丘僧前後圍遶。……今七月十五日受歲之日。

<2-6>『解夏經』 (大正 01 p.861 中) : 如是我聞。②一時佛在王舍城迦蘭陀竹林精舍、與五百苾芻衆俱。……爾時世尊安居既滿。當解夏時。於十五日與苾芻衆敷座而坐。會衆坐已。

《3》釈尊が阿那律に八大人念を説き、阿那律が阿羅漢になる。

〔バग्ガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラール林・鹿園：舎衛国・祇園精舎〕

<3-1>AN. 008-003-030 (vol.IV p.228) : 釈尊がバग्ガ (Bhagga) 国・スンスマーラギラ (Sumsumāragira) ・ベーサカラール林 (Bhesakaḷāvana) ・鹿園 (Migadāya) におられた時、バग्ガ国から姿を隠し、チェーティ (Ceti) 国にいる阿那律のもとに出現され、八大人念 (mahāpurisavitakka) を説く。③それから「阿那律よ、汝は来る雨安居を、ここチェーティ国、パーチーナヴァンサダーヤで過ごしなさい」 (tena hi tvaṃ anuruddha āyatikam pi vassāvāsaṃ idh' eva cetisu pācīnavamsadāye vihareyyāsi) と告げ、再びバग्ガ国に戻り、諸比丘に八大人念を説く。③それから、阿那律はそこチェーティ国のパーチーナヴァンサダーヤで雨安居を過し (atha kho āyasmā anuruddho āyatikam pi vassāvāsaṃ tatth' eva cetitu pācīnavamsadāye vihāsi) 、阿羅漢になる。

<3-2>中阿含 074 「八念經」 (大正 01 p.540 下) : 我聞如是。一時佛遊婆奇瘦、在鼉山怖林鹿野園中。爾時尊者阿那律陀。在枝提瘦水渚林中。……猶若力士屈申臂頃、如是世尊、從婆奇瘦鼉山怖林鹿野園中忽沒不現、住枝提瘦水渚林中尊者阿那律陀前。是時世尊便從定覺、歎尊者阿那律陀曰。善哉善哉。……阿那律陀。③汝……然後於枝提瘦水渚林中受夏坐也。……猶若力士屈申臂頃。如是世尊、從枝提瘦水渚林中忽沒不見、住婆奇瘦鼉山怖林鹿野園中。彼時尊者阿難執拂侍佛。於是世尊便從定覺迴顧告曰。⑤阿難、若有比丘遊鼉山怖林鹿野園中者、令彼一切皆集講堂⁽¹⁾。

(1) これに該当する文が<3-1>になし。<3-1>に阿難が登場しないことに注意。

<3-3>増一阿含 042-006 (大正 02 p.754 上) : 聞如是。一時尊者阿那律遊在四佛所居之處。……①爾時世尊在舍衛城祇樹給孤獨園。是時王波斯匿、請如來及比丘僧、夏坐九十日。

* ここでは釈尊が阿那律のところへ現れるのではなく、阿那律が釈尊のところに到来する点が上と異なる。

<3-4>『阿那律八念經』 (大正 01 p.835 下) : 聞如是。一時佛在誓牧山求師樹下、賢者阿那律、在彼禪空澤中坐思惟言。……佛以聖心逆知其意、譬如力士屈申臂頃飛到其前、讚言。善哉善哉阿那律、汝所念者爲大士念。聽吾語汝、大士八念善思行之。……⑨賢者阿那律、聞佛說經、開導其意受行三月、漏盡意解得三治以爲證已、自覺得羅漢。

※<3-3><3-4>には釈尊が阿那律のもとから戻られて諸比丘に説法する段がない。

《4》ナンディヤが、雨安居の終わりに釈尊から、六法 (信、持戒、発勤、繫念、定、慧、六念) によって五法 (如来、法、善友、棄捨、諸天) を憶念すべしと

の説法を聞く。

〔舎衛城（・祇園精舎）：俱舎梨国〕

<4-1>AN.011-002-014 (vol.V p.334) :ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた。①その時、世尊は舎衛城で雨安居に入ろうとされた (tena kho pana samayena bhagavā sāvatthiyaṃ vassāvāsaṃ upagantukāmo hoti)。釈迦族のナンディヤ (Nandiya Sakka) はそれを聞いて自身も舎衛城で雨期を過ごすことにする。それから世尊は舎衛城で雨安居に入られる (atha kho bhagavā sāvatthiyaṃ vassāvāsaṃ upagañchi)。ナンディヤも舎衛城で雨期を過ごし、しばしば釈尊に会うことができた。

その時、多くの比丘は、世尊のために作衣を行っていた。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば世尊は遊行に出られるのだと言って (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti ‘niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikaṃ pakkamissatī’ ti)。舎衛城でナンディヤは、多くの比丘が釈尊のために作衣を行っているので、衣を整えば釈尊は3ヶ月〔の雨安居〕が終わったら遊行に出られると聞いて、釈尊に会いに行く。釈尊は六法（信、持戒、発勤、繫念、定、慧、六念）によって五法（如来、法、善友、棄捨、諸天）を憶念すべしと説かれる。

<4-2>雑阿含 857 (大正 02 p.218 上) : 如是我聞。①一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園、前三月夏安居竟。④有衆多比丘、集於食堂、爲佛縫衣。 如来不久作衣竟、當著衣持鉢出精舍、人間遊行。

<4-3>雑阿含 858 (大正 02 p.218 中) : 如是我聞。①一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園、前三月夏安居。 時有釋氏難提、聞佛於舎衛國祇樹給孤獨園、前三月結夏安居、聞已作是念。我當往彼并復於彼、造作供養衆事。供給如来及比丘僧、即到彼三月竟。④時衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。 而作是言。如来不久作衣竟、著衣持鉢、人間遊行。

<4-4>『難提釋經』 (大正 02 p.505 中) : 聞如是。一時佛行在俱舎梨國、樹名尼拘類。④是時多聚會比丘在迦梨講堂、樹間會坐爲佛作衣。①今佛不久夏竟、夏已盡佛自說、三月已竟作衣已、當到多人處。 便難提釋、聞多聚會比丘、在迦梨講堂、樹間會坐、爲佛作衣。今佛不久夏竟、夏已盡佛自說、三月已竟作衣已、當到多人處。難提釋已聞如是、便到佛所。

※釈尊のナンディヤに対する説法は他に以下のものがある。上記の雨安居記事とは別の時期のものであろう。

SN.055-040 (vol.V p.397) : 釈尊が釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた時、釈迦族のナンディヤが釈尊のもとに行って、声聞の放逸と不放逸について問答する。

雑阿含 855 (大正 02 p.217 下) : 如是我聞。一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園。時有難提優婆塞、來詣佛所、稽首佛足、退坐一面。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、難提優婆塞が釈尊のところに至り、聖弟子の放逸と不放逸について問答する。

SN.055-047 (vol.V p.403) : 釈尊がカピラ城において釈迦族のナンディヤに、四法を具足した声聞は預流であると説かれる。

雑阿含 856 (大正 02 p.218 上) : 如是我聞。一時佛住舎衛國祇樹給孤獨園。時有釋氏難提、來詣佛所、稽首佛足、退坐一面。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、難提優婆塞が釈尊のところに至り、聖弟子の放逸と不放

逸について問答する。

《5》 ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が偽って上人法を説く。第4波羅夷（大妄語戒）の因縁

〔ヴェーサーリー・大林重閣講堂：ヴェーサーリー・竹林村：舎衛城〕

<5-1> Vinaya ‘Pārājika004’ (vol. III p.087) : その時、仏・世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂におられた (tena samayena buddho bhagavā vesāliyaṃ viharati mahāvane kūṭāgārasālāyaṃ) 。③その時、衆多の知識親友比丘はヴァッグムダー河畔で雨安居に入った (tena kho pana samayena sambahulā sandiṭṭhā sambhattā bhikkhū vaggumudāya nadiyā tīre vassaṃ upagacchiṃsu) 。世尊に会うために到来するのは、雨安居を過ぎ終わった諸比丘の常法である (āciṇṇaṃ kho paṇ’ etaṃ vassaṃ vuṭṭhānaṃ bhikkhūnaṃ bhagavantaṃ dassanāya upasaṃkamitūṃ) 。⑦それから、彼ら雨安居を過ぎ終えた諸比丘は3ヶ月の終わりに臥坐具をたたんで、鉢と衣を持って、ヴェーサーリーにむかって出発した (atha kho te bhikkhū vassaṃvuṭṭhā temāsaccayena senāsanaṃ saṃ- sāmētvā pattacivaraṃ ādāya yena vesāli ten’ upasaṃkamimṃsu) 。次第にヴェーサーリー・大林重閣講堂におられる世尊のもとに近づいた。近づいて世尊に挨拶して一方に坐った。……客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇaṃ kho paṇ’ etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammoditūṃ) 。それから世尊はヴァッグムダー河岸で〔雨安居を過ぎた〕諸比丘にこう言われた。「⑫諸比丘よ、がまんでできるか。元気にしているか。和合し、相喜び、争いなく、安穩に雨安居を過ごし、乞食に苦勞がなかったか」 (kacci bhikkhave khamaniyaṃ, kacci yāpaniyaṃ, kacci samaggā sammodamānā avivadamānā phāsukaṃ vassaṃ vasittha na ca piṇḍakena kilamittha) と。

<5-2>四分律「波羅夷 004」 (大正 22 p.577 中) : 爾時世尊、遊於毘舍離、獼猴江辺高閣講堂。時世穀貴人民飢餓、乞食難得。時世尊、告阿難。諸有在毘舍離比丘尽令集在講堂。……①時諸比丘、聞世尊教已。即各随同和上同師親友知識、於毘舍離左右安居。世尊、於毘舍離城内安居。……諸餘比丘在毘舍離安居者、顔色憔悴形體枯燥衣服弊壞、⑦安居竟攝持衣鉢往世尊所頭面作禮在一面坐。⑫爾時世尊慰問諸比丘言。汝等住止和合安樂不、不以飲食爲苦耶。……在婆裘河邊僧伽藍中安居諸比丘。顔色光澤和悦氣力充足。安居竟攝衣持鉢往世尊所。到已頭面作禮在一面坐。時世尊慰問諸比丘。汝等住止和合安樂不。不以飲食爲苦耶。

<5-3>五分律「波羅夷 004」 (大正 22 p.009 上) : 佛在毘舍離。時世飢饉、乞食難得。諸比丘入城分衛、都無所獲。①爾時世尊告諸比丘。汝等各随知識就彼安居。……諸佛常法。二時大会春夏末月。諸方比丘皆來問訊。⑦摩竭国諸比丘安居竟、羸瘦憔悴來詣佛所、頂礼佛足却住一面。諸佛常法。客比丘來皆加慰問。⑫問言汝等安居和合乞食易得道路不疲耶。

<5-4>十誦律「波羅夷 004」 (大正 23 p.011 上) : ①佛、在維耶離国、夏安居時、與大比丘衆俱。……諸佛在世法。歳二時大会、春末後月夏末後月。春末月者、諸方国土处处諸比丘來作是念、佛所說法我等当安居時修習得安樂住、是名初大会。夏末月者、⑦諸比丘

處處夏三月安居竟、作衣畢持衣鉢詣佛、所作是念、⑬我等久不見佛、久不見世尊、是第二大會。

<5-5>僧祇律「波羅夷 004」（大正 22 p.257 下）：佛住舍衛城。廣說如上。③爾時一聚落中、有二衆安居。⑦時一衆安居訖、還舍衛城、問訊世尊、頂礼佛足、在一面坐。世尊、知而故問。比丘、汝何處安居來。答言、某處聚落安居。⑫佛、問比丘、安居樂不、乞食易得不、行道如法不、安居訖已得安居衣不、諸優婆塞數來往不。

<5-6>根本有部律「波羅市迦 004」（大正 23 p.675 上）：爾時薄伽梵、與五百漁人出家円具已。從薛舍離詣竹林聚落北。有升提波林依之而住。時逢飢饉乞食難得。……爾時世尊告諸苾芻曰。今時飢饉乞食難得、父子尚不相濟。汝等宜各隨親友得意之處、①於薛舍離隨近聚落而作安居。我與阿難陀於此林住。……爾時世尊未入涅槃安住於世、與諸弟子二時大集。一謂五月十五日欲安居時。二謂八月十五日隨意了時。若前安居者受教勅已往詣城邑村坊聚落、而作安居。至隨意了皆來集會、隨所證獲皆悉白知。其未證者請求證法。⑦近薛舍離安居苾芻。三月既滿作衣已竟。顔色憔悴形容羸瘦。執持衣鉢往竹林村。

《6》 ヲァグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が上人法を宣伝して供養を得る。
実得道向未受具者説戒の因縁

〔ヴェーサーリー・大林重閣講堂：ヴェーサーリー・竹林村：舍衛城〕

<6-1> Vinaya ‘Pācittiya008’ (vol.IV p.023)：その時、仏・世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂におられた (tena samayena buddho bhagavā vesāliyaṃ viharati mahāvane kūṭāgārasālāyaṃ)。③その時、衆多の知識親友比丘はヴェーサーリー河畔で雨安居に入った (tena kho pana samayena sambahulā sandiṭṭhā sambhattā bhikkhū vaggumudāya nadiyā tīre vassaṃ upagacchimsu)。ヴェーサジの地は飢饉であったが、諸比丘は互いに上人法を説き、安易に生活の糧を得る。諸比丘は雨安居を終えてヴェーサーリーの釈尊に会いに行く。「未受具足戒人に上人法を説くと波逸提」。

<6-2>四分律「単提 008」（大正 22 p.639 下）：爾時佛在毘舍離彌猴池樓閣精舍⁽¹⁾。以此因縁集比丘僧。佛知而故問。婆求園比丘頗実爾耶。白佛言。実爾世尊。佛言。汝等癡人。真実猶不得向人説。何況不実。

(1) 因縁譚が省略されている。詳細は<5-2>と等しいと考えられる。

<6-3>五分律「墮 008」（大正 22 p.040 中）：佛在毘舍離。①時世飢饉乞求難得、告諸比丘。各隨知識安居。有諸比丘在婆求末河邊安居者。種種因縁如自稱得過人法中説。

<6-4>十誦律「波夜提 007」（大正 23 p.071 中）：①佛在維耶離国、夏安居時、與大比丘僧俱。時世飢饉乞食難得。諸人妻子自乏飲食。況與乞人。佛以是因縁故集比丘僧。語諸比丘。……汝等比丘隨所知識、隨諸親里、隨所信人、往彼安居。……諸比丘受教已、頭面禮足隨知識去、有往憍薩羅國安居。有比丘往婆求摩河邊、依止一聚落安居。……佛在世時法。歲二時大會、春末月夏末月。春末月者、諸方国土處處諸比丘、作是念。佛所説法、我等夏安居時、修習得安樂住。是初大會。夏末月者、諸比丘夏三月安居竟作衣畢、持衣鉢詣佛所、作是念、⑬我等久不見佛。久不見世尊。是第二大會。⑦爾時憍薩羅國安居比丘、過夏三月作衣畢、持衣鉢遊行到維耶離。

<6-5>僧祇律「単提 007」（大正 22 p.337 上）：佛住舍衛城。広説如上。如第四戒妄語中

事事因縁広説。但此中以説実為異。

<6-6>根本有部律「波逸底迦 008」（大正 23 p.773 下）：爾時佛在廣嚴城彌猴池側高閣堂中。時有五百漁人、於勝慧河邊結侶而住。彼諸漁人有二大綱。一名小足。二名大足。広説如前。第四波羅市迦。乃至此五百人悉皆出家、精勤修習得阿羅漢。爾時世尊在竹林聚落。③時逢飢饉乞食難得。奉世尊教隨處安居、彼諸苾芻俱往本村而作安居。各生是念。我等前時以不實事共相讚歎遂被呵責。……然佛住世與諸弟子二時大集。一謂五月十五日欲安居時。二謂八月十五日隨意了時。廣説如前。⑦乃至諸苾芻三月既滿作衣已竟。顏色憔悴形容羸瘦。執持衣鉢往竹林村、欲禮佛足既至村已。

《7》マハーナーマンが四月菓の自恣請をし、六群比丘が過度に要求して彼を悩ませる。過受四月菓請戒の因縁

〔カピラ城・ニグローダ園：舎衛城〕

<7-1>Vinaya ‘Pācittiya047’ (vol.IV p.101)：その時、仏・世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (tena samayena buddho bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme)。その時、釈迦族のマハーナーマンに多量の菓があって、彼が釈尊に「⑩大徳よ、私は僧伽を4ヶ月、菓をもって満足させたいのです」 (icchāmi ahaṃ bhante saṃghaṃ cātumāsaṃ bhesajjena pavāretuṃ) と申し出る。

<7-2>四分律「単提 047」（大正 22 p.668 中）：爾時佛在釈迦維羅衛尼拘律園中。爾時摩訶男積種。⑩請衆僧供給菓 (1)。

(1) 期間を明確にしないが、これに続いて「若比丘應受四月請因縁請與菓若過受者波逸提」と制戒されるため、「四月」でなければならない。

<7-3>五分律「墮 062」（大正 22 p.061 中）：佛在拘薩羅國、與大比丘僧五百人俱、向迦維羅衛城。諸釋種、聞佛從彼國來、共立制。若不出迎佛、罰金錢五百。便各將大小出迎世尊、頭面禮足却住一面。佛爲説法示教利喜。⑩共請佛及僧夏四月安居。世尊默然許之。

<7-4>十誦律「波夜提 074」（大正 23 p.117 下）：佛在釈氏国。⑩爾時摩訶男積、四月請佛及僧。所須菓一切自恣皆從我取。爾時六群比丘過夏四月不病。

<7-5>僧祇律「単提 074」（大正 22 p.385 中）：佛住舎衛城。廣説如上。⑩爾時梨車摩訶男 (1)、諸僧施菓 (2)。時六群比丘聞摩訶男請僧施菓。當試惱之。

(1) リッチャヴィのマハーナーマンとする。

(2) 期間を明確にしないが、「若比丘四月、別自恣請應受。若過受、波夜提」と制戒されるため、「四月」でなければならない。

<7-6>根本有部律「波逸底迦 074」（大正 23 p.854 中）：佛於釈迦處人間遊行、漸至劫比羅城在多根樹園。時釈迦大名知佛來至、便往佛所頂礼佛足在一面坐。……白言世尊。⑩願佛及僧慈悲哀愍。受我三月飲食供養。并及一切所須之物。世尊默然而受。

《8》釈尊が王舎城におられた時、比丘尼が雨期中に遊行した。（比丘尼）雨期遊行戒の因縁

〔王舎城・竹林園：舎衛城〕

<8-1>Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya039’ (vol.IV p.296)：その時、仏・世尊は王舎

城・竹林精舎におられた（*tena samayena buddho bhagavā rājagahe vaharati veḷuvaṇe kalandakanivāpe*）。③その時、諸比丘尼が雨期中に遊行した（*tena kho pana samayena bhikkhuniyo antovassaṃ cārikaṃ caranti*）⁽¹⁾。人々から非難が出る。「雨期中に遊行すれば波逸提」と制戒される。

(1) 形式は異なるが、③と同様に雨期に釈尊が王舎城・竹林園におられた資料として解釈できる。

<8-2>四分律「(比丘尼) 単提 095」(大正 22 p.746 上)：爾時婆伽婆。在舍衛国祇樹給孤独園。③時六群比丘尼、春夏冬一切時人間遊行。時遇暴雨河水汎漲、漂失衣鉢尼師檀針筒。踏殺生草。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘尼が春夏冬一切時に遊行した。河が氾濫して鉢衣を失った。青草を踏み荒らした。「波逸提」。

<8-3>四分律「(比丘尼) 単提 164」(大正 22 p.773 上)：爾時婆伽婆、在舍衛国祇樹給孤独園。③時有比丘尼不夏安居。……若比丘尼不夏安居者波逸提。

<8-4>十誦律「(比丘尼) 波夜堤 095」(大正 23 p.322 中)：①佛在王舎城、與多比丘僧、王舎城安居。③舍利弗目連阿那律難提金毘羅等、是諸大弟子皆共佛安居。爾時諸比丘尼夏中遊行、到他國土行時、殺諸生草小蟲。諸居士嗔呵責言。

釈尊が王舎城におられた時、釈尊や舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅らと一緒に雨安居した。しかし諸比丘尼は夏中遊行して、青草・小生命を殺した。「夏に因縁なくして遊行すれば波逸提」。

<8-5>僧祇律「(比丘尼) 波逸提 134」(大正 22 p.542 中)：佛住舍衛城。③爾時迦梨比丘尼、安居中受僧床褥已而捨遊行。

釈尊が舎衛城におられた時、迦梨比丘尼が雨安居のベッドの配分を受けていながらそれを捨てて遊行した。「雨安居中に遊行するものは波逸提」。

<8-6>根本有部律「(比丘尼) 波逸提 101」(大正 23 p.1003 中)：緣処同前(室羅伐城)。③時吐羅難陀苾芻尼、於室羅伐城為夏安居、未作随意便遊人間。

(釈尊が舎衛城におられた時) トウツラナンダー比丘尼が舎衛城において雨安居に入ったが、自恣(随意)の前に遊行した。「波逸提」。

*「緣処同前」については『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 73」(大正 23 p.997 上) 参照。

[参考]

◎五分律「(比丘尼) 墮 092」(大正 22 p.089 上)：爾時諸比丘尼不安居遊行人間、或遇八月賊、或遇水火諸難。諸長老比丘尼見種種訶責。云何名比丘尼不夏安居。乃至今爲諸比丘尼結戒。

《9》比丘尼が雨期を終えても遊行に出なかった。(比丘尼) 安居竟不去戒の因縁
〔王舎城(・竹林園)：舎衛城(・祇園精舎)〕

<9-1> Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya040’ (vol.IV p.297)：その時、仏・世尊は王舎城・竹林園におられた（*tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe*）。③その時、諸比丘尼がそこ王舎城で雨安居を過ごし、そのままそこに、冬も夏もそこに住していた（*tena kho pana samayena bhikkhuniyo tatth’ eva rājagahe vassaṃ vasanti tattha hemantaṃ tattha gimhaṃ*）。「雨安居を終わったら、たとい 5、6 由旬でも遊行に出なければならぬ(波逸提)」と定められる。

<9-2>四分律「(比丘尼) 単提 096」(大正 22 p.746 中)：爾時婆伽婆、在舍衛国祇樹給

孤独園。③爾時舍衛諸居士、請讖摩比丘尼共立制度。我等共供養衆僧乃至安居竟。讖摩比丘尼安居竟、而彼即住不去。時諸居士皆譏嫌言。

<9-3>十誦律「(比丘尼)波夜堤 096」(大正 23 p.322 下)：②佛在王舍城、自恣竟二月遊行他國。舍利弗目連阿那律難提金毘羅等諸大弟子、皆從佛遊行他國。是諸比丘尼住不去。諸居士呵責言。

<9-4>僧祇律「(比丘尼)波逸提 135」(大正 22 p.542 中)：佛住舍衛城。③爾時比丘尼、舍衛城安居竟、來詣比舍離、往到跋陀羅比丘尼親里家。其家人問、何處安居。答言。舍衛城。問。舍衛城何似好不。①比丘尼言。祇洹樹林華果茂盛池水清涼。精舍如是。世尊住處如是。

<9-5>根本有部律「(比丘尼)波逸提 102」(大正 23 p.1003 中)緣処同前(室羅伐城)。③時諸苾芻尼、夏安居竟欲遊人間、告吐羅難陀尼曰。可遊人間。吐羅尼曰。我今何用遊行人間。諸尼曰。佛教令去何因故違。

*「緣処同前」については『根本有部律』「(比丘尼)波逸提 73」(大正 23 p.997 上)参照。

[参考]

◎五分律「(比丘尼)墮 094」(大正 22 p.089 中)：爾時諸長者、請差摩比丘尼於舍衛城安居、作是言。若受我請當隨時供給。便受其請。遂長住不復餘行。彼諸長者譏訶言。

《10》諸比丘尼が比丘僧伽で自恣をしなかった。(比丘尼)二部僧中不自恣戒の因縁

[舍衛城・祇園精舍：王舍城]

※『僧祇律』は(比丘尼)二部僧中不自恣戒の条文を欠く。

<10-1>Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya057’ (vol.IV p.313)：その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舍におられた(tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。⑦その時、多くの比丘尼は村里の住処にて雨安居を過ごし終えて舍衛城に赴いた(tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassaṃ vutthā sāvatthiṃ agamaṃsu)。彼女らは二部僧で自恣を行っていなかった。「波逸提」。

<10-2>四分律「(比丘尼)單提 142」(大正 22 p.765 下)：爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給孤独園。時諸比丘尼、聞世尊制戒聽比丘尼夏安居竟應往比丘僧中說三事自恣見聞疑。

③然此諸比丘尼、不往至大僧中說三事自恣見聞疑。

<10-3>十誦律「(比丘尼)波夜提 150」(大正 23 p.339 中)：佛在王舍城。③爾時助調達比丘尼、安居竟不二部僧中求三事自恣說見聞疑罪。

釈尊が王舍城におられた時、助調達比丘尼が雨安居を終わって二部僧において自恣しなかった。

<10-4>根本有部律「(比丘尼)波逸提 129」(大正 23 p.1009 上)：緣処同前(室羅伐城)。

③時諸苾芻尼夏安居了。於十五日欲作隨意事。

トゥッラナンダー比丘尼が雨安居が終わっても二部僧中に自恣を問わなかった。「波逸提」。

[参考]

◎五分律「(比丘尼)墮 093」(大正 22 p.089 中)：爾時諸比丘尼安居竟。不於比丘僧中請見聞疑

罪。

《11》諸比丘が雨期にも遊行し、雨安居が定められる。入雨安居韃度の記述
〔王舎城・竹林園：舎衛城〕

<11-1> *Vinaya* ‘*Vassupanāyikakkhandhaka*’ (vol. I p.137) : その時、仏・世尊は王舎城・竹林園におられた (*tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe*)。その時、世尊は未だ諸比丘の雨安居を定めておられなかった (*tena kho pana samayena bhagavatā bhikkhūnaṃ vassāvāso apaññatto hoti*)。③諸比丘は夏も冬も雨期も遊行していた (*te ’dha bhikkhū hemantam pi gimham pi vassam pi cārikaṃ caranti*)。人々から非難が出て、雨安居に入ることを定められた。

<11-2> 四分律「安居韃度」(大正 22 p.830 中) : 爾時佛在舎衛国祇樹給孤独園。③時六群比丘、於一切時春夏冬人間遊行。時夏月天暴雨水大漲、漂失衣鉢坐具針筒。踏殺生草木。

<11-3> 五分律「安居法」(大正 22 p.129 上) : 佛在舎衛城。③爾時諸比丘春夏冬一切時遊行、殺虫草擔衣物重疲弊道路。諸居士見譏訶言。……不應一切時遊行。犯者突吉羅。從今聽夏結安居。

<11-4> 十誦律「安居法」(大正 23 p.173 中) : 佛在王舎城。③諸比丘夏中遊行諸國土。踐蹋生草奪諸虫命。爾時諸異道出家譏嫌責數言。諸異道沙門婆羅門。夏安居時潛處隱靜。譬如鳥日中熱時避暑巢窟。……沙門釋子常作此心。自稱有德。而夏中遊行。

<11-5> 僧祇律「雜誦跋渠法」(大正 22 p.450 下) : 佛住舎衛城。廣說如上。③爾時諸比丘、雨時遊行多所踐害、爲世人所嫌。九十六種出家人尚知安居。如鳥隱巢而自守住。沙門釋子自稱善好而不安居。

<11-6> 根本有部律「安居事」(大正 23 p.1041 上) : 佛在室羅伐城逝多林給孤独園。③爾時世尊與諸苾芻、於此住处、三月雨安居。時有衆多苾芻、於其夏中、遂向餘处、人間遊行。

釈尊が舎衛城・祇園精舎で諸比丘とともに3ヶ月の雨安居を過ごされていた時、多くの比丘が夏中に遊行に出たので、世間から非難が生じ、雨安居しなければならないことが定められる。

《12》カッサバ姓の比丘が客比丘から不当に挙罪され、釈尊に訴えに行く。チャンパー韃度の事件
〔チャンパー国：舎衛城〕

<12-1> *Vinaya* ‘*Campeyyakkhandhaka*’ (vol. I p.312) : その時、仏・世尊はチャンパー国のガッガラー池の辺におられた (*tena samayena buddho bhagavā campāyaṃ viharati gaggarāya pokkharāṇiyā tīre*)。その時、カーシ国のヴァーサヴァ村 (*Vāsabhagāma*) にカッサバ姓の (*Kassapagotta*) 比丘があつて執事 (*tantibaddha*) になる。そこに大勢の比丘やってきて、当初、カッサバ姓の比丘は客比丘を種々にもてなすが、客比丘らがそのまま住みついたので、疲れも取れたころにもてなしを止める。これを客比丘が怒って不当に挙罪する。それからカッサバ姓の比丘は臥坐具を片づけて

鉢と衣をもってチャンパーに至り (atha kho kassapagotto bhikkhu senāsaṃ samsāmetvā pattacivaraṃ ādāya yena campā tena pakkāmi)、釈尊のもとに行ってこれを訴える。客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇaṃ kho paṇ' etaṃ buddhānaṃ bhagavantānaṃ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṃ paṭisammodituṃ)。それから世尊はカッサパ姓の比丘にこう言われた (atha kho bhagavā kassapagottaṃ bhikkhuṃ etad avoca)。「⑫比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。汝は、比丘よ、どこからやってきたのだ」 (kacci, bhikkhu, khamanīyaṃ, kacci yāpanīyaṃ, kacci appakilamathena addhānaṃ āgato, kuto ca tvaṃ bhikkhu āgacchasi)。釈尊は彼を不犯とされ、ヴァーサヴァ村に戻らせる。カッサパゴッタを挙罪した客比丘も後悔してチャンパーに来る (1)。「清淨無罪の比丘を無事無因にして挙罪すれば悪作」。

(1) カッサパ姓の比丘について同様の文章が繰り返される。

<12-2>四分律「瞻波捷度」(大正 22 p.885 上)：爾時世尊在瞻波城。伽尸国婆娑婆聚落、時異住处有旧比丘、常接衆人、猶如泉水。……時有衆多比丘在伽尸国人間遊行、至婆娑婆聚落。……爾時此旧比丘持衣鉢、詣瞻婆往世尊所。爾時世尊慰勞客比丘。⑫乞求易得不。住止和合不。道路不疲極不。……時彼客比丘、從婆娑婆聚落人間遊行、至伽尸国往世尊所、頭面礼足却住一面。爾時世尊。慰勞客比丘。汝曹住止和合不。不以乞食疲苦耶

<12-3>五分律「羯磨法」(大正 22 p.161 上)：佛在瞻波國、住恒水邊、去王舍城不遠。一住處有一比丘、姓迦葉、作摩摩諦、作是願。……時有衆多知識比丘、到彼住處。……客比丘、共作議言。此比丘有慚愧修梵行。欲令我等久住。③我等寧可於此安居。……迦葉比丘……⑦念已著衣持鉢往到佛所。頭面禮足却住一面。佛慰問言。⑫汝從何來乞食不。乏道路不疲耶。……諸客比丘、見其還已、復共議言。我等不善。云何舉此清淨無罪比丘。當共至佛所悔過除罪。安居自恣竟、往到佛所頭面禮足却住一面。佛慰問言。乞食不。乏道路不疲耶。於何處安居。

<12-4>十誦律「瞻波法」(大正 23 p.218 上)：佛在瞻波国。爾時阿葉摩伽国、聚落名王薩婆、是有旧比丘名共金、作摩摩帝、帝帝陀羅。六群比丘、遊行迦尸国、向瞻波国、到王薩婆聚落。……是人作是念……如是思惟已、随意住王薩婆聚落已、持衣鉢、往瞻波国、詣佛所。頭面礼佛足一面立。⑫諸佛常法。有客比丘來、如是問訊、可忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲極耶。佛如是語。問訊共金比丘。可忍不足不……六群比丘、聞與作擯比丘向瞻波國詣佛所、我等亦當往詣佛所。如是思惟隨意住已、持衣鉢遊行向瞻波國詣佛所、頭面禮佛足一面立。⑫諸佛常法。有客比丘來、以如是語問訊。可忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲極耶。佛即以是語。問訊六群比丘。可忍不足不……。

<12-5> *Mūlasarvāstivādinaya 'Karmavastu'* (Gilgit Manuscripts ed. by Nalinaksha Dutt, vol. III, part 2, First edition, Srinagar, 1942, Second edition, Delhi, 1984, p.199)：カーシのヴァーサヴァ村にセーナーンジャヤ (Senāñjaya) という比丘があり、彼によって村のバラモンや長者が三宝を敬うようになった。彼は、客比丘をいつも懇ろにもてなし、客比丘の疲れが取れるまでは一切の資具を支給し、疲れがとれば客比丘を布施の多い家に行かせていた。③ある比丘がヴァーサヴァ村で雨安居に入り (yāvad anyatamaḥ sālohitō vāsavagrāmake varṣā uṣitaḥ)、3ヶ月の雨期が過ぎると作衣を行

い、衣を作り終えると鉢と衣を持って舎衛城に赴いた (*trayāṇāṃ vārṣikāṇāṃ māsānām atyayāt kṛtacīvaro niṣṭhitacīvaraḥ samādāya pātracīvaram yena śrāvastī tena cārikāṃ prakrānto*)。その比丘から六群比丘の1人ウパナンダがヴァーサヴァ村のセーナーンジャヤの客比丘のもてなしぶりを聞き、6人そろってヴァーサヴァ村に赴く。セーナーンジャヤは彼らが邪であるので、もてなしはしたが、布施の多い信者の家に差し向けることはしなかった。その若い比丘がヴァーサヴァ村にいたり、セーナーンジャヤは彼をもてなし、さらに布施の多い信者の家に差し向けることもした。それを見て六群比丘が怒り、拳罪してセーナーンジャヤを追い出してしまふ。セーナーンジャヤは舎衛城に赴いてそこの比丘に事情をこぼすと、諸比丘が釈尊に伝える。「越法罪」。

仏・世尊がチャンパーのガルガー (*Gargā*) 蓮池 (*puṣkariṇī*) の岸におられた (*buddho bhagavān campāyāṃ viharati gargāyāḥ puṣkariṇyās tīre*) 時に、六群比丘が同様の行為をばらばらに (*vyagra*)、または、和合して (*samagra*) 行う。

また1人が1人に対して、1人が2人に対して、1人が大勢に対して、2人が2人に対して、2人が1人に対して、2人が大勢に対して、大勢が大勢に対して、大勢が1人に対して、大勢が2人に対して、ガナがガナに対して羯磨をなし、釈尊がそれを禁じられる。

* 釈尊の所在が明確ではないが、セーナーンジャヤが舎衛城に赴いていることから、釈尊は舎衛城におられると理解されよう。

[参考]

- AN.008-001-010 (vol.IV p.168) : 釈尊がチャンパーのガッガラー池の辺におられた時、諸比丘が一比丘の罪を責める。責められた比丘は答えをはぐらかし、怒り、不快をあらわにした。釈尊は「この異端児を除け」と言われる。
- 僧祇律「雜誦跋渠法」(大正 22 p.422 上) : 佛住舎衛城。爾時瞻波比丘諍訟起、不和合住。一比丘拳一比丘、二比丘拳二比丘、衆多比丘拳衆多比丘。諸比丘以是因縁、往白世尊。佛言。從今日後不聽一人舉一人、乃至衆多人舉衆多人。佛告諸比丘。從今日後應作羯磨。
- 僧祇律「雜誦跋渠法」(大正 22 p.438 下) : 佛住舎衛城。広説如上。瞻波比丘相言諍訟、不和合住。一人拳一人、二人拳二人、衆多人拳衆多人。諸比丘以是因縁、往白世尊。瞻波比丘非法生。…佛告諸比丘。有四羯磨。